

飲食店・喫茶店を営業しているみなさんへ

よくある苦情と条例の規制

深夜、カラオケの音がうるさくて困っている

環境確保条例第 131 条により、午後 11 時から翌朝 6 時までの間、カラオケ等（音響機器等）の使用が禁止されています。ただし、防音対策を講ずることにより音が外部に漏れない場合は、この限りではありません。

深夜、店先の大声などがうるさくて困っている

環境確保条例第 133 条により、午後 8 時から翌朝 6 時までの間、道路その他の公共の場で静穏を害する行為が禁止されています。

換気扇の音がうるさくて困っている

環境確保条例第 136 条により、時間帯ごとに規制基準があり、それを超える騒音等を発生させてはいけません。

苦情を防ぐ防音対策

〔開口部（換気扇、窓、扉等）に防音対策を施しましょう〕

- ・防音型の換気扇にする。（吸音材を内張りしたダクトを取り付ける）
- ・扉の隙間を遮音用パッキングで埋める。
- ・扉を開け放しにしない。（二重構造の扉にする、防音効果のある扉にする）
- ・換気扇等のメンテナンスを定期的に行う。（フィルター清掃、ほこり除去等）

〔音響機器の調整、配置に注意しましょう〕

- ・カラオケやステレオの音量調整は店員が行い、音が外部に漏れないようにする。
- ・スピーカーの設置場所を考慮する。（住宅側に向けない、壁に密着させない）

〔壁、床、天井へ防音対策を施しましょう〕

- ・窓や壁に厚手のカーテンを提げたり、床にジュウタンを敷いたりし、遮音材や吸音材を効果的に使う。

〔店先で会話を控えるよう客に伝えましょう〕

- ・客の送り迎えは店内で行い、店を出てから大きな声を出さないよう客に伝える。

～ ～ 日常生活等に適用する騒音の規制基準 ～ ～

区分	時間		午前		午後		深夜	
	6	8	7	8	7	8	11	
第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域	45	50	45					45
近隣商業地域・商業地域 準工業地域 工業地域	55	60	55					50
夜間の静穏保持					午後 8 時～午前 6 時 道路、その他公共の場所で付近の静穏を害する行為をしてはならない (第133条 夜間の静穏保持)			
音響機器等の使用制限					午後 11 時～午前 6 時 カラオケ装置等の使用に制限があります (第131条 音響機器等の使用制限)			
深夜制限営業・作業等					午後 11 時～午前 6 時 深夜営業や作業には別に定められた規制があります (第132条 深夜の営業等の制限)			

音の大きさのめやす

120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛 (前方2m)
100	電車が通るガード下
90	大声 犬の鳴声
80	地下鉄の車内
70	にぎやかな街頭
60	日常の会話
50	静かな事務室
40	静かな住宅地 図書館

単位: デシベル(A)